

各業界団体等代表者 殿

内閣府
金融庁
財務省
厚生労働省
農林水産省
水産庁
中小企業庁

金融機関におけるM&A支援の促進等について

官民金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

円滑な事業承継や企業の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aの重要性が増す中、金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の更なる強化の一環として、M&A後の事業統合作業（PMI）を含めたM&A支援により積極的に取り組むことへの期待が高まっています。

また、経営者保証を取らない融資は新規融資について進んでいるものの、既存の債務については経営者保証が残っている場合が多く、M&A・事業承継における支障となり得るとの声もごございます。M&A・事業承継など、主たる株主等が交代する場合には、経営体制に大きな変更が生じますが、こうした変更が生じた際には、既存の保証契約についても、保証継続の必要性について検討し、事業者等に説明等を行うことが重要であると考えられます。

こうした中、金融庁においては、金融機関によるM&A支援を一層促すとともに、M&A・事業承継時における経営者保証を見直す枠組みを構築すべく、中小企業庁においては、信用保証協会においても金融機関同様に経営者保証を見直す枠組みを構築すべく、監督指針の改正を行いました。

つきましては、今回の改正監督指針の趣旨・内容を踏まえた以下の対応について要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等に対する周知をお願い申し上げます。

記

1. 金融機関によるM&A支援促進

民間金融機関においては、自らの規模・特性、顧客企業のニーズ等を踏まえつつ、成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対して、PMIを含むM&A支援が一つの有用な選択肢となり得ることに留意しながら、最適なソリューションの提案について検討すること。

また、M&Aに関する支援業務を行う場合には、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること。

その上で、顧客企業に対するM&A支援の一環として、例えば最終契約（株式譲渡契約等）締結に向けた交渉やリスク事項の説明等の支援を行うに当たっては、M&A成立後のトラブル

ルを回避する観点から、「中小M&Aガイドライン」も踏まえ、適切に対応すること。

2. M&A・事業承継時における経営者保証への対応

民間金融機関においては、本年10月に適用予定の改正監督指針の趣旨・内容について営業現場の第一線まで漏れなく説明し、運用開始までに確実に浸透させること。また、事業者等の理解と納得を得ることを目的として、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すなど、事業者等の状況に応じた個別具体的な説明・記録に努めることを、各金融機関の企業文化として定着させるための態勢を整備すること。加えて、本部部署等において、適切に説明・記録が実施されているかどうか、監査やモニタリングにより確認すること。

さらに、今般の監督指針改正を踏まえ、新たに締結する保証契約のみならず、M&A・事業承継など主たる株主等が交代することを金融機関が把握した保証契約や、令和5年3月以前に締結した根保証契約についても、上記の対応を着実に実施すること。

なお、今般の監督指針改正が個人保証を制限する趣旨でないことを十分に理解し、貸し渋り、貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう留意すること。

3. 「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知

官民金融機関においては、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえ、経営者保証に依存しない融資を一層浸透・定着させるため、事業者等に対し、積極的に特則の周知を行うとともに、事業者等からの相談にもきめ細かく対応すること。

4. 「経営者保証に関するガイドライン」に係る取組方針の見直し

民間金融機関においては、『経営者保証に関するガイドライン』を融資慣行として浸透・定着させるための取組方針について、外部環境や経営方針等の変化に応じて継続的に見直しの検討を行うこと。また、当該方針が未策定である場合には、早急に係る策定を行うこと。

5. 事例集を活用した態勢整備

民間金融機関においては、令和6年6月27日に公表した『経営者保証改革プログラム』を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集も参考としつつ、規程の整備や研修を実施するなどの態勢整備を進めることで、個人保証に依存しない融資の促進に努めること。

6. 信用保証付融資の取扱い

民間金融機関においては、信用保証付融資に関しても、上記事項を踏まえた対応を着実にを行うこと。その上で、信用保証協会の審査の結果として経営者保証が必要となる場合には、民間金融機関においては、単に信用保証協会による審査結果のみを事業者等に伝えるのではなく、信用保証協会からの聞き取り等により、経営者保証の必要性に係る個別具体的な説明を行うとともに、信用保証協会においても、係る説明のために必要な協力を着実にを行うこと。

また、信用保証協会においては、経営者保証に依存しない融資に際しては、事業者等の状況に応じて、民間金融機関を介するなどして、本年3月に創設した「事業者選択型経営者保証非提供制度」についても活用を促すこと。

7. その他の事業者支援

官民金融機関及び信用保証協会においては、令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者の事業再生支援時に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証債務の整理を行う際には、係る保証人の被災状況などにも十分に配慮しながら対応すること。加えて、第三者の個人連帯保証に関しても、当該ガイドラインは適用され得るという点に留意し、係る保証履行時等においては、必要に応じて当該ガイドラインの活用を検討すること。

また、民間金融機関においては、令和6年3月8日付¹並びに令和6年6月7日付²で発出した要請文の通り、必要に応じて、本年2月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」も活用しながら、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能の強化に取り組むこと。なお、当該事業においては、利用実績のある民間金融機関から、職員のスキルアップ、新規顧客の開拓、事業者との相互理解の深化等による予兆管理の質の向上といった声があることも留意しつつ、必要な民間金融機関においては中小企業庁が作成した「早期経営改善計画策定支援事業事例集」も参照の上、組織内での体制構築や計画策定支援が必要となる事業者の選定等の取組を進めること。

以 上

¹ “「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について”を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240308-1/02.pdf>

² “コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について”を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240607/yousei.pdf>